

2021年2月10日

建築確認におけるオンラインを活用した消防同意の実施について

日本E R I株式会社

日本E R I株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：馬野 俊彦、以下「日本E R I」）は、2020年12月、竹中工務店岡山営業所建替計画（建築主及び設計者：株式会社竹中工務店）において、建築確認申請に必要な消防同意の手続きをオンライン化により、業界ではじめてペーパーレスで実施いたしました。このオンラインを活用した消防同意によって、申請書の提出から確認済証交付までの一連の手続きが全て電子化により実現いたしました。

消防同意のオンライン化が進むことで、消防同意不要な戸建住宅が中心となっている電子申請が、消防同意が必要な建築物にも広がっていくことが期待されます。



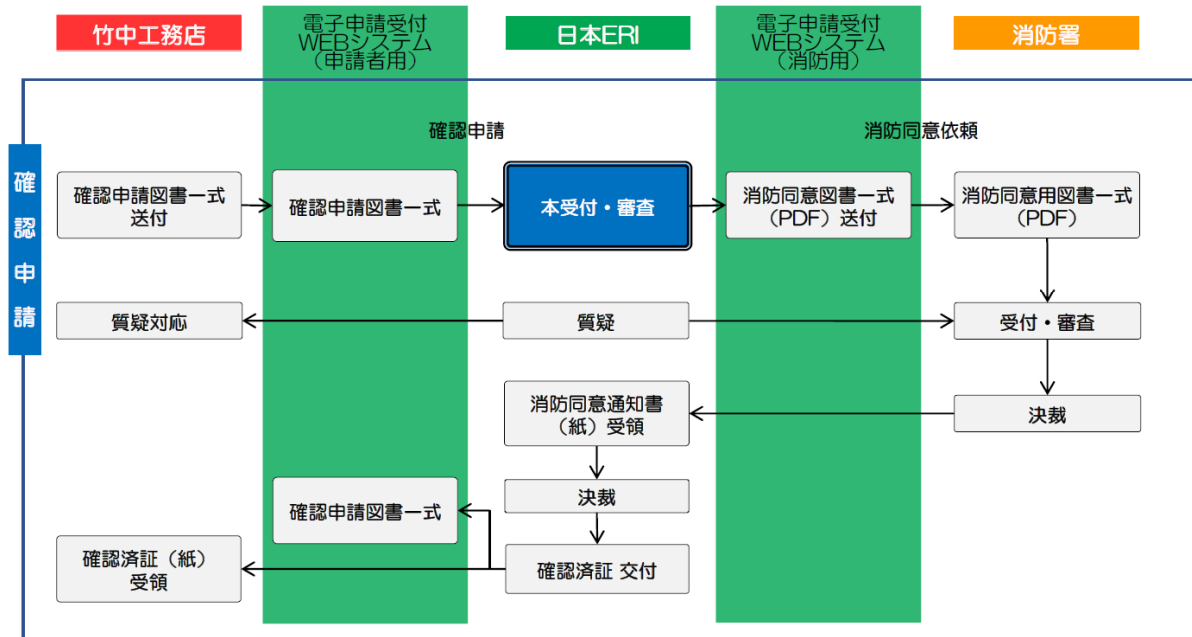
竹中工務店岡山営業所建替計画 工事完成イメージ（提供：竹中工務店）

建築確認における申請手続きの電子化は、国土交通省の「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」や、日本建築行政会議ICT活用部会の「建築確認検査電子申請等ガイドライン」などにより2015年から進められてきました。消防同意についても、2017年の総務省消防庁の「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル」により電子化が推奨されていますが、建築確認における消防同意は「紙面」を介して手続きを行っているのが現状です。

今回の取組みにおいて、所轄消防署のご協力のもと、当社の「電子申請受付WEBシステム」を所轄消防署が活用することで、消防同意手続きにも大部分においてオンライン化が実現しました。

以下、その業務フローです。

確認申請フロー



2020年12月23日に建築基準法施行規則等が改正され、2021年1月1日以降、確認申請書類の押印が不要となり、申請手続きにおけるオンライン化の流れが加速するものと思われます。

当社は、今後も建築確認の電子化にかかる様々な課題に取り組み、申請者の皆様の利便性の向上とセキュリティの高い仕組みの構築により、安全・安心な電子申請を推進してまいります。

※「消防同意」について

建築物（防火対象物）の安全確保のため、建築基準法第93条の規定で、建築主事または指定確認検査機関は、建築基準法の規定による許可または確認をする場合においては、建築物の工事施工地または所在地を管轄する消防長または消防署長の同意を得なければ、当該許可または確認をすることができませんと規定されています。

本件に関するお問合せ

日本ERI株式会社 BIM推進センター 関戸

TEL : 03-3796-0223 E-MAIL : y_sekido@j-eri.jp